

# 民間資金等活用事業推進会議（第1回）議事要旨

日 時：平成23年9月30日（金）閣議前（8:45～8:55）

場 所：官邸4階大会議室

出席者：

内閣総理大臣 野田 佳彦

内閣官房長官 藤村 修

内閣府特命担当大臣 蓮舫

その他全閣僚

内閣府副大臣 中塚 一宏

## 〔議事の経過〕

### 1 冒頭野田総理より挨拶

○ 国も地方も非常に厳しい財政状況である。したがって、民間の持っている資金やノウハウをどう活用していくかということが大変大事であり、その意味からも、PFIの推進は大いに推進していかなければならない。

○ 昨年6月に閣議決定をした「新成長戦略」の中でも、2020年までにその事業規模を約10兆円以上に拡大をするという方針を示した。加えて、7月の「復興の基本方針」を閣議決定したが、復興においてもPFIを活用していこうということが盛り込まれている。

こうしたことを踏まえ、様々なレベルでこのPFIを推進していきたいと考えており、今日は、全ての閣僚の皆様に御参加をいただいてこの会議を開かせていただいた。この考え方を踏まえて、皆様の御協力を改めてお願いしたい。

### 2 民間資金等活用事業推進会議の設置の意義について蓮舫大臣より説明

○ 「民間資金等活用事業推進委員会」は、学識経験者や実務経験者等が専門的な立場からPFIについて調査審議を行い、関係省庁に意見を述べる第三者的な審議会であり、内閣における推進機関である民間資金等活用事業推進会議とは役割が異なるものである。

- 他方、民間資金等活用事業推進会議は、政府一体となってPFI事業を推進するために、PFI関係の様々な制度のあり方やその制度の拡充について議論し、結論を出すことにその設置の意義がある。

→了承

3 改正された民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律について蓮舫大臣より説明

- 第177回通常国会で成立した改正PFI法の概要について。①対象施設の拡大、②「民間事業者による提案制度」の導入、③「公共施設等運営権制度」の導入、④民間事業者への公務員の派遣等について配慮規定導入、そして、⑤政府一体となってPFIを推進するため、「民間資金等活用事業推進会議」が設置された。

4 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針の策定について蓮舫大臣より説明

- PFI法第20条の2第1号の規定に基づき、基本方針の案の作成は、民間資金等活用事業推進会議が行うこととされている。
- そのため、平成23年法改正を受けた基本方針の案の作成を、平成23年内をめどに行うこととし、本日の会議をもってその見直しに向けた検討に着手することとする。

(了)